

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を適正かつ効果的に使用することにより、県内で取り組まれる「環境にやさしい農業」の一層の拡大や、消費者に対する情報発信等による認知度の向上を図ることを目的として、ロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 ロゴマークは、千葉県知事（以下「知事」という。）から認証等を受けた次の各号のいずれかに該当する者が使用することができる。

(1) 「ちばエコ農業」推進要綱第4の4の規定により知事から栽培計画書の登録を受けた生産者等（以下「ちばエコ農業生産者」という。）

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「持続農業法」という。）

第4条第3項の規定により知事から持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定を受けた農業者（以下「エコファーマー」という。）

2 前項各号に掲げる者のほか、ロゴマークの使用を希望する者で、その使用方法が第1条に掲げる目的の達成に寄与するものとして知事が認めた者がロゴマークを使用することができる。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、申請書（様式第1号）を所轄の農業事務所を経由し知事に提出しなければならない。

2 知事は、申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、ロゴマークの使用を許可し、許可通知書（様式第2号）及びロゴマークのデザインデータを送付するとともに、許可通知書の写しを所轄の農業事務所長に送付するものとする。

3 第1項の申請は、「ちばエコ農業産地」指定を受けた生産者等又は構成員全員がちばエコ農業生産者若しくはエコファーマーである団体（以下「団体」という。）の場合、当該団体の名称で申請することができる。

4 使用者は、第1項の申請の内容に変更が生じた場合、変更申請書（様式第3号）を所轄の農業事務所を経由し知事に提出しなければならない。

5 知事は、変更申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、ロゴマークの使用の変更を許可し、変更許可通知書（様式第4号）を送付するとともに、変更許可通知書の写しを所轄の農業事務所長に送付するものとする。

(使用の態様)

第4条 ロゴマークは、「ちばエコ農業」推進要綱第4の8の規定による「ちばエコ農産物」の認証を受けた農産物又はエコファーマーが導入計画に基づき生産する農産物に貼付するシール、包装容器、包装箱等への表示のほか、PR資材（ポスター、チラシ等）に表示することができる。

2 ロゴマークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとし、ちばエコ農業生産者については別紙1（1）の「ちばエコ農業版」を、エコファーマーについては別紙1（2）の「エコファーマー版」を使用するものとする。

ただし、「ちばエコ農産物」認証マーク等取扱要領別記様式1-2のマークの使用が認められている場合は、別紙1(1)のロゴマーク内の「ちばエコ農産物」認証マーク部分の使用が認められているマークに替えて使用することができるものとする。

- 3 ロゴマークを使用する場合、別紙2の表示例のとおり、ロゴマーク近傍に次の各号のいずれかの表記をしなければならない。なお、ちばエコ農業版のロゴマークを農産物や農産物の包装容器に使用する場合は、「ちばエコ農産物」認証マーク等取扱要領に準拠しなければならない。

(1) 市町村名及び氏名(名称)

所在地の市町村名及び氏名(名称)を表記する。ただし、団体の場合は、市町村名及び氏名に代え、当該団体等の名称を表記することができる。

(2) 認証等の番号

認証等の種類に応じ、「ちばエコ農業産地」指定番号又は「ちばエコ農産物」認証番号又はエコファーマー認定番号を表記する。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間とする。

- 2 前項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、使用者は改めて申請書を提出しなければならない。

(情報の公開)

第7条 使用者は、申請書に記載した次の各号の情報について、千葉県庁のホームページ上で公開することに同意するものとする。

- (1) 氏名(名称)
- (2) 認証等の番号
- (3) 所在地の市町村名
- (4) 品目名(ロゴマーク使用品目名)
- (5) 使用方法

(使用記録及び使用状況報告)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用状況について記録し、使用期間が終了した日から2年間保管しなければならない。

- 2 知事は、使用者に対してロゴマークの使用状況の報告を求めることができる。
- 3 使用者は、前項の報告を求められた場合、その日から14日以内に使用状況報告書(様式第5号)を所轄の農業事務所を経由し知事に提出しなければならない。

(栽培記録及び栽培状況報告)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用する品目について、播種、定植及び収穫期間等の栽培状況、農薬・肥料等資材の使用状況並びに土づくり及び化学肥料・化学合成農薬を低減するための技術の導入状況を記録し、使用品目の収穫が終了した日から2年間保管しなければならない。

- 2 前項の記録は、次の各号に定める書式の作成をもって代えることができる。
- (1) ちばエコ農業生産者については、「ちばエコ農業」推進要綱第4の3及び6の規定による栽培計画書・認証申請書
- (2) エコファーマーについては、持続農業法第9条及び持続性の高い農業生産方式導入計画認定等要領6の規定による持続性の高い農業生産方式導入状況調査票（播種、定植及び収穫期間等の栽培状況並びに農薬・肥料等資材の使用状況を補足説明欄に記載すること）
- 3 知事は、使用者に対して使用品目の栽培状況の報告を求めることができる。
- 4 使用者は、前項の報告を求められた場合、その日から14日以内に第1項による記録を添付し、栽培状況報告書（様式第6号）を所轄の農業事務所を経由し知事に提出しなければならない。

（使用者の責任）

- 第10条 使用者は、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、責任者を置かなければならない。
- 2 前項の責任者は、使用者又は団体の代表者とする。
- 3 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

（使用許可の取消）

- 第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可取消通知書（様式第7号）により、第3条第2項又は第5項の規定によるロゴマークの使用許可を取り消すことができる。
- (1) この要領に定める事項に反し不適正なロゴマークの使用・表示が認められた場合。
- (2) 第8条第3項の使用状況報告書が提出されないとき。
- (3) 第9条第4項の栽培状況報告書が提出されないとき。
- (4) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められた場合。
- 2 知事は、前項の規定によりロゴマークの使用許可を取り消した場合、氏名（名称）、所在地の市町村名及び取消の理由を千葉県庁のホームページ上で公表するものとする。

（その他）

- 第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項については、別に知事が定める。

附則

この要領は、平成27年3月5日から施行する。

附則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附則

この改正は、平成28年5月25日から施行する。

附則

この改正は、平成31年4月26日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月21日から施行する。

別紙1 ロゴマーク

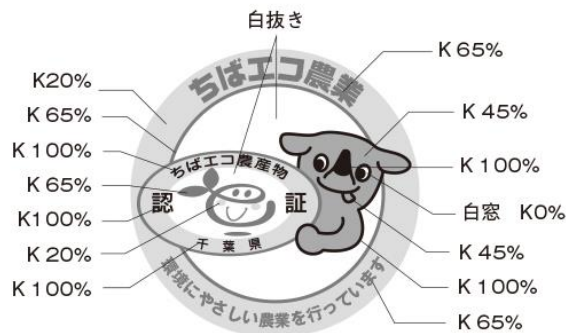
(1) ちばエコ農業版

フルカラー



緑	プロセスカラー / C 85% + M 35% + Y 100% DIC カラー / 2561
赤	プロセスカラー / M 100% + Y 95% DIC カラー / 157
黄	プロセスカラー / Y 100% DIC カラー / 167
黒	プロセスカラー / K 100% DIC カラー / 582

グレースケール



1色刷



1色の場合 100% 白抜き

(2) エコファーマー版

フルカラー



青	プロセスカラー / C 100% + M 30% DIC カラー / 181
緑	プロセスカラー / C 85% + M 35% + Y 100% DIC カラー / 2561
赤	プロセスカラー / M 100% + Y 95% DIC カラー / 157
黄	プロセスカラー / Y 100% DIC カラー / 167
黒	プロセスカラー / K 100% DIC カラー / 582

グレースケール



1色刷



1色の場合 100% 白抜き

※ロゴマークの大きさは、用途により変更することができるが、デザイン内部の文字が判読できる大きさとする。

別紙2 表示例



千葉市 千葉太郎



〇〇出荷組合



千〇26-〇〇号

ロゴマークの近傍に下記のいずれかを表記します。

- ・個人・法人の場合は所在市町村名と氏名（名称）、団体の場合は団体名
- ・認証等の番号



〇〇出荷組合

「ちばエコ農産物」	認証番号
化学合成農薬： 千葉県標準栽培の1/2以下（〇〇%減）	栽培管理情報
化学肥料： 千葉県標準栽培の1/2以下（〇〇%減）	
栽培者：氏名 住所 電話番号	
産地責任者：氏名 住所 電話番号	
検米確認者：氏名 住所 電話番号	
ちばエコ農業情報ステーション ホームページ http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/eeco-jouhou/index.html	「ちばエコ農産物」は栽培情報を公開しています。您的ホームページで認証番号により栽培情報が確認できます。

ちばエコ農業版を農産物や包装容器に使用する場合は、「ちばエコ農産物」認証マーク等取扱要領に準拠してください。

使用イメージ

農産物



包装容器・箱



チラシ・名刺



年 月 日

千葉県知事 様

住所
(名 称)
氏名 (代表者名)

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク (ちばエコ農業版) 使用申請書

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク (ちばエコ農業版) を使用したいので、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

なお、ロゴマークの使用に当たり、同要領第7条に定める情報公開に同意するとともに、下記5の誓約事項(1)から(6)を遵守することを誓約します。

記

1 新規又は継続の別

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続
-----------------------------	-----------------------------

2 使用期間 (使用開始希望日)

年 月 日から1年間

3 使用方法

別紙一覧のとおり

4 連絡先

担当者名	(所属)	(氏名)	
住 所	〒		
T E L		F A X	
e-mail			

5 誓約事項

- (1) 知事から使用許可された内容により使用すること。
- (2) 「ちばエコ農業」推進要綱第3の4の規定による産地指定がされない場合、使用しないこと。
- (3) 使用品目の「ちばエコ農業」推進要綱第4の4の規定による計画承認がされない場合、使用しないこと。
- (4) 使用品目の「ちばエコ農業」推進要綱第4の8の規定による農産物認証がされない構成員は、農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱へ使用しないこと。
- (5) 「ちばエコ農業」推進要綱第5の規定により、使用品目の農産物認証が取り消された構成員は、直ちに農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱への使用を中止すること。
- (6) 「ちばエコ農業」推進要綱第5の規定により、産地指定が取り消された場合、直ちに使用を中止すること。

<添付資料>

- (1) ロゴマークの使用方法の企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
又は使用実績（写真等）
※ロゴマーク内の「ちばエコ農産物」認証マークを第4条第2項の規定により、
替えて使用する場合、企画書に替えるマークを記載すること。
- (2) 団体の規約（継続申請であって変更がない場合は省略可能）
- (3) 構成員名簿（氏名、住所、ロゴマーク使用品目名を必須項目とすること）

(別紙：ちばエコ農業産地用) ロゴマークの使用方法 一覧 ※太枠内について使用品目・使用方法ごとに記入すること

	品目名 (作型)	使用方法 ^(注1) (内容)	ロゴマークの使用数 (予定数) / (前回実績数) ^(注2)	参考：出荷期間	農業事務所使用欄
1			/		・ちばエコ農業産地指定 <input type="checkbox"/> ・指定番号 ()
			/		
			/		
2			/		・ちばエコ農業産地指定 <input type="checkbox"/> ・指定番号 ()
			/		
			/		
3			/		・ちばエコ農業産地指定 <input type="checkbox"/> ・指定番号 ()
			/		
			/		
4			/		・ちばエコ農業産地指定 <input type="checkbox"/> ・指定番号 ()
			/		
			/		
5			/		・ちばエコ農業産地指定 <input type="checkbox"/> ・指定番号 ()
			/		
			/		

(注1) 使用方法には、①シール (農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器 (袋、パック等へ印刷等)、③包装箱 (ダンボール等へ印刷等)、④PR資材 (ポスター、チラシ、名刺等)、⑤その他 (具体的に記入) から該当する番号を記入する。

(注2) 継続申請の場合、前回の使用許可に基づく使用数を実績数として記入する。

年 月 日

千葉県知事 様

住所
(名 称)
氏名 (代表者名)

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク (ちばエコ農業版) 使用申請書

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク (ちばエコ農業版) を使用したいので、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

なお、ロゴマークの使用に当たり、同要領第7条に定める情報公開に同意するとともに、下記5の誓約事項(1)から(4)を遵守することを誓約します。

記

1 新規又は継続の別

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続
-----------------------------	-----------------------------

2 使用期間 (使用開始希望日)

年 月 日から1年間

3 使用方法

別紙一覧のとおり

4 連絡先

担当者名	(所属)	(氏名)	
住 所	〒		
T E L		F A X	
e-mail			

5 誓約事項

- (1) 知事から使用許可された内容により使用すること。
- (2) 使用品目の「ちばエコ農業」推進要綱第4の4の規定による計画承認がされない場合、使用しないこと（団体申請：構成員全員が計画承認されない場合、使用しないこと）。
- (3) 使用品目の「ちばエコ農業」推進要綱第4の8の規定による農産物認証がされない場合、農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱へ使用しないこと（団体申請：構成員の一部が農産物認証されない場合、当該構成員は、農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱へ使用しないこと）。
- (4) 「ちばエコ農業」推進要綱第5の規定により、使用品目の農産物認証が取り消された場合、直ちに農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱への使用を中止すること（団体申請：構成員の一部が農産物認証を取り消された場合、当該構成員は、直ちに農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱への使用を中止すること）。

<添付資料>

○全ての申請者

- (1) ロゴマークの使用方法の企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
又は使用実績（写真等）

※ロゴマーク内の「ちばエコ農産物」認証マークを第4条第2項の規定により、
替えて使用する場合、企画書に替えるマークを記載すること。

○団体として申請する場合

- (2) 団体の規約（継続申請であって変更がない場合は省略可能）
- (3) 構成員名簿（氏名、住所、ロゴマーク使用品目名を必須項目とする）

(別紙：ちばエコ農産物用) ロゴマークの使用方法 一覧 ※太枠内について使用品目・使用方法ごとに記入すること

	品目名 (作型)	使用方法 ^(注1) (内容)	ロゴマークの使用数 (予定数) / (前回実績数) ^(注2)	参考：出荷期間	農業事務所使用欄
1			/		・ちばエコ計画登録 <input type="checkbox"/> ・ちばエコ農産物認証 <input type="checkbox"/> ・認証番号 ()
			/		
			/		
2			/		・ちばエコ計画登録 <input type="checkbox"/> ・ちばエコ農産物認証 <input type="checkbox"/> ・認証番号 ()
			/		
			/		
3			/		・ちばエコ計画登録 <input type="checkbox"/> ・ちばエコ農産物認証 <input type="checkbox"/> ・認証番号 ()
			/		
			/		
4			/		・ちばエコ計画登録 <input type="checkbox"/> ・ちばエコ農産物認証 <input type="checkbox"/> ・認証番号 ()
			/		
			/		
5			/		・ちばエコ計画登録 <input type="checkbox"/> ・ちばエコ農産物認証 <input type="checkbox"/> ・認証番号 ()
			/		
			/		

(注1) 使用方法には、①シール (農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器 (袋、パック等へ印刷等)、③包装箱 (ダンボール等へ印刷等)、
④PR資材 (ポスター、チラシ、名刺等)、⑤その他 (具体的に記入) から該当する番号を記入する。

(注2) 継続申請の場合、前回の使用許可に基づく使用数を実績数として記入する。

年 月 日

千葉県知事 様

住所
(名 称)
氏名 (代表者名)

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク (エコファーマー版) 使用申請書

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク (エコファーマー版) を使用したいので、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

なお、ロゴマークの使用に当たり、同要領第7条に定める情報公開に同意するとともに、下記5の誓約事項(1)から(4)を遵守することを誓約します。

記

1 新規又は継続の別

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続
-----------------------------	-----------------------------

2 使用期間 (使用開始希望日)

年 月 日から1年間

3 使用方法

別紙一覧のとおり

4 連絡先

担当者名	(所属)	(氏名)	
住 所	〒		
TEL		FAX	
e-mail			

5 誓約事項

- (1) 知事から使用許可された内容により使用すること。
- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第3項の規定による認定がされない場合、使用しないこと（団体申請：構成員全員が認定されない場合、構成員全員が使用しないこと）。
- (3) 農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱に使用する場合は、持続性の高い農業生産方式導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用すること。
- (4) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第2項の規定により認定が取り消された場合、直ちに使用を中止すること（団体申請：構成員の一部が認定を取り消された場合、取り消された構成員は、直ちに使用を中止すること）。

<添付資料>

○全ての申請者

- (1) ロゴマークの使用法の企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
又は使用実績（写真等）

○団体として申請する場合

- (2) 団体の規約（継続申請であって変更がない場合は省略可能）
- (3) 構成員名簿（氏名、住所、認定番号、ロゴマーク使用品目名を必須項目とする）

(別紙：エコファーマー用) ロゴマークの使用方法 一覧 ※太枠内について使用品目・使用方法ごとに記入すること

	品目名	使用方法 ^(注1) (内容)	ロゴマークの使用数 (予定数) / (前回実績数) ^(注2)	参考：出荷期間	農業事務所使用欄
1			/		・エコファーマー認定 <input type="checkbox"/> ・認定番号 ()
			/		
			/		
2			/		・エコファーマー認定 <input type="checkbox"/> ・認定番号 ()
			/		
			/		
3			/		・エコファーマー認定 <input type="checkbox"/> ・認定番号 ()
			/		
			/		
4			/		・エコファーマー認定 <input type="checkbox"/> ・認定番号 ()
			/		
			/		
5			/		・エコファーマー認定 <input type="checkbox"/> ・認定番号 ()
			/		
			/		

(注1) 使用方法には、①シール（農産物・包装容器等へ貼付）、②包装容器（袋、パック等へ印刷等）、③包装箱（ダンボール等へ印刷等）、④PR資材（ポスター、チラシ、名刺等）、⑤その他（具体的に記入）から該当する番号を記入する。

(注2) 継続申請の場合、前回の使用許可に基づく使用数を実績数として記入する。

年 月 日

様

千葉県知事

印

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマークの使用については、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第3条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

1 使用許可の内容

使用者名	
使用期間	

使用するロゴマーク (ちばエコ農業版・エコファーマー版)	品目(作型)	使用方法(注1)

(注1) ①シール(農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器(袋、パック等へ印刷等)、③包装箱(ダンボール等へ印刷等)、④PR資材(ポスター、チラシ、名刺等)、⑤その他

2 使用の条件

3 その他

様式第3号

年 月 日

千葉県知事 様

住所
(名 称)
氏名 (代表者名)

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日付け 第 号で使用を許可された千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマークについて、使用内容を変更したいので、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第3条第4項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

別添 千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用申請書 (様式第1号)
(変更箇所見え消し又は追記) に記載のとおり

2 変更の理由

年 月 日

様

千葉県知事

印

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマークの使用変更については、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第3条第5項の規定により下記のとおり変更し許可します。

記

1 使用許可の内容

使用 者 名	
使 用 期 間	

使用するロゴマーク (ちばエコ農業版・エコファーマー 版)	品目 (作型)	使用方法 (注1)

(注1) ①シール (農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器 (袋、パック等へ印刷等)、③包装箱 (ダンボール等へ印刷等)、④PR資材 (ポスター、チラシ、名刺等)、⑤その他

2 使用の条件

3 その他

千葉県知事 様

住所
(名 称)
氏名 (代表者名)

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用状況報告書

年 月 日付け 第 号で使用許可を受けた千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマークについて、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第8条第3項の規定により、下記のとおり使用状況を報告します。

記

1 使用許可期間

年 月 日 から 年 月 日

2 ロゴマークの使用状況 ※品目・使用方法ごとに記入すること

品目 (作型)	使用方法 (注1)	使用期間	ロゴマーク使用数 (実績数)

(注1) ①シール (農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器 (袋、パック等へ印刷等)、③包装箱 (ダンボール等へ印刷等)、④PR資材 (ポスター、チラシ、名刺等)、⑤その他 (具体的に記入) から該当する番号を記入する。

千葉県知事 様

住所
(名 称)
氏名 (代表者名)

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用品目の栽培状況報告書

年 月 日付け 第 号で使用許可を受けた千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマークについて、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり栽培状況を報告します。

記

1 使用許可期間

年 月 日 から 年 月 日

2 使用品目の栽培状況

※栽培記録の写しを添付すること

年 月 日

様

千葉県知事

印

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマークの使用許可については、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第11条第1項の規定により、下記の理由のため取り消します。

記

1 取消理由